

史跡津山城跡保存整備計画（第Ⅱ期）について

1. 計画の目的

津山城は昭和38年9月28日には国の史跡に指定され、文化財として保存がなされてきたが、その後の急速な市街地化により、近世城郭としての縄張構成が分かりにくくなってきた。これを受け、昭和63年に『史跡津山城跡保存整備基本計画』を策定し、計画に従い街並み調査・石垣修復・無電柱化・トイレの水洗化等の事業が行われた。

平成以降は、これまで手付かずであった史跡指定地内の整備を実施することとした。これに伴い平成9年、「史跡津山城跡整備委員会」を組織し、文化庁・岡山県教育委員会の指導を受け、『史跡津山城跡保存整備計画』を策定した。

『史跡津山城跡保存整備計画』は平成10～29年度の20年間で第Ⅰ期計画とし、①虎口通路整備②石垣修理③既存樹木の整備④既設占有物撤去⑤建造物復元（備中櫓）⑥案内施設、ガイダンス施設の設置などの展示説明計画、の6点を事業の柱とした。

しかし、第Ⅰ期計画は、事業規模と実際の津山市の財政状況との乖離があったことや、当初想定していなかった部分の整備が必要になったことなどにより、当初計画を見直す必要が生じた。

2. 第Ⅰ期計画の概要と整備内容

①虎口通路整備

本丸の天守曲輪部分について、多門櫓などの平面表示、及び通路の舗装を行った。また、本丸から二の丸に至る最短ルートである七番門虎口について、門の平面表示と雁木の復元、脇石垣の修復と一部復元を行った。冠木門から本丸にいたる通路及び本丸から裏下門にいたる通路については、整備は一部実施しているのみであるが、発掘調査により遺構の残存状況が概ね判明した。また、通路のうち、裏鉄門から裏中門に至る石段については、従来から来園者が昇降しにくく危険であったため、明治以降に取り付けられた石段を取り除き、本来の雁木を整備するとともに、昇降用の階段を設置した。



天守曲輪周辺整備状況



裏鉄門下雁木整備状況

第Ⅰ期で実施した虎口通路整備

②石垣修理

第Ⅰ期計画にあげられた7箇所での修復予定箇所のうち、本丸五番門南石垣の修復を実施した。また、天守曲輪北腰石垣修理、七番門虎口石垣修理（一部復元）、天守台の間詰石補修を実施した。



五番門南石垣

③既存樹木整理

既存樹木については、平成21年3月策定、平成26年3月に改定をおこなった「史跡津山城跡（鶴山公園）樹木保存管理計画」に基づき、城外からの景観を阻害する樹木や、遺構に影響を与える樹木の伐採等が行われた。また、補植についても、遺構の存在する箇所や、遺構に影響すると考えられる部分については行わず、都市公園としての機能維持のために必要な箇所について実施した。



北側樹木伐採



西側樹木伐採

④既設占有物の撤去

廃城後に設置された占有物のうち、第Ⅰ期の中で移動や撤去が行われた主なものは以下のとおりである。

- ・鶴山城址碑…備中櫓の復元に伴い本丸北側に移動。
- ・売店、旧派出所の建物…撤去
- ・動物園…撤去完了し、平成23年9月20日に閉園。
- ・鶴山球技場…スタンド等を撤去し、多目的広場として整備。

⑤建造物の復元

本丸にある備中櫓を復元した。また、備中櫓につながる長局やその周辺についても、絵図や史料に基づき、建物の平面表示や舗装を実施した。



備中櫓復元

⑤総合案内板・説明板等の設置

総合案内板を三の丸表中門前、本丸南側、三の丸北側に設置した。また、大手通路側を中心に、発掘調査の成果を踏まえた説明板を設置した。



説明板設置（七番門）

3. 第Ⅱ期計画の概要

第Ⅱ期計画では、第Ⅰ期計画同様、史跡指定地内の整備・調査等を基本とし、虎口整備や石垣修理など、第Ⅰ期で実施できなかったものについて改めて計画するとともに、史跡指定地外の津山城関連遺構についても、保存に向けての検討を行う。

①虎口通路整備

冠木門から本丸に至る通路及び本丸から裏下門に至る通路について、往時の通路の景観を取り戻すために、樹木の整理、石段（雁木）の修復、土砂の除去、排水溝の復旧、既設物の撤去等を行う。

搦手通路は、近年大雨等による浸食が著しく、また、石段（雁木）の傾きが著しいため、天候により通行に支障をきたすこともある。従って、整備に当たっては搦手通路、大手虎口通路の順に行うことを基本とする。



裏下門下雁木

②石垣整備

石垣については、石垣全体の状況調査を行い、調査記録を早期に作成し、危険度の高い箇所、及び早急な修復が必要と考えられる箇所を取り上げ、検討の対象とする。現在変位計測中である二の丸東側石垣、及び天守曲輪仕切石垣等が対策の必要な石垣としてあげられているため、これらについては優先的に検討の対象とする。また、第Ⅰ期計画であげた7箇所のうち、解体修理済みの五番門石垣を除く6箇所についても、見直しを行う。

③既存樹木整備

平成21年3月策定、平成26年3月改定の『史跡津山城跡（鶴山公園）樹木保存管理計画』に基づき、城外からの景観を阻害する樹木や、遺構に影響を与える樹木の伐採等を実施する。サクラは、廃城以降に植えられたものだが、津山の観光資源であり、長年親しまれていることから、公園としての機能維持のために必要な箇所について計画的に補植を行う。

④既設占有物の撤去

廃城後に設置された既存占有物については、基本的に撤去、或いは再配置を行う。



涼檜コンクリート基礎

⑤建造物の復元

第Ⅰ期は、築城400年（平成16年）を記念し、備中櫓の復元を行った。復元により、市民や来園者が津山城に対する史跡としての理解を深め、往時の津山城をイメージしやすくなった。第Ⅱ期は、引き続き史料の収集や調査を行い、建造物復元に向けて検討を行う。

⑥展示説明計画

津山城を一般の人々に分かりやすく理解してもらうために、櫓や門等の建造物についての説明板や案内表示の充実をはかる。

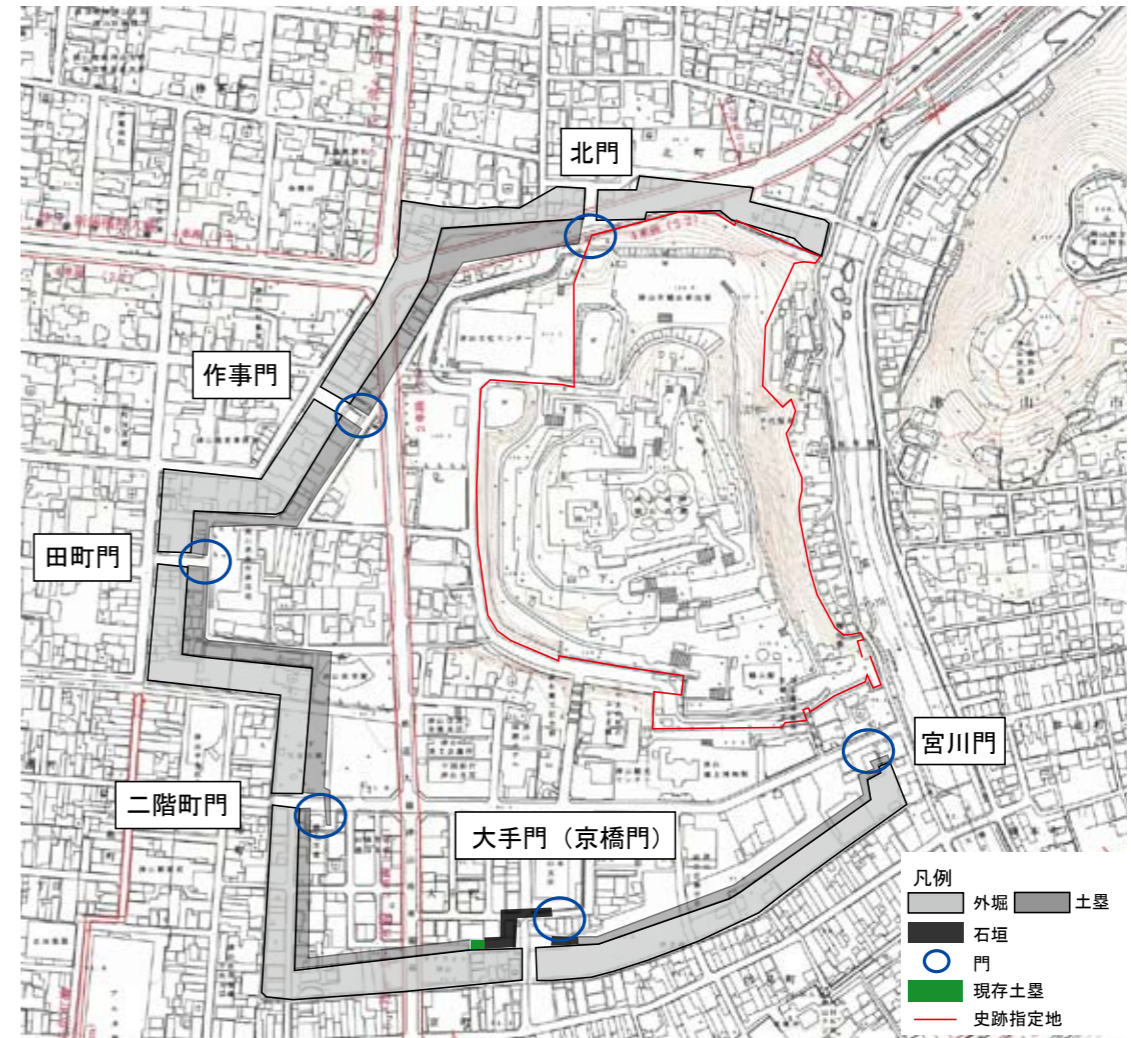
現在、三の丸の鶴山館の中で津山城の展示が行われているが決して充実したものとはいえない。このため、将来的には内部を津山城のガイダンス施設としてリニューアルし、建物自体も明治時代の遺構として貴重であるため登録文化財として保存していく。また、本丸御殿の遺構表示についても検討する。



三の丸鶴山館

⑦指定範囲の拡大

現在指定地外となっている津山城跡の範囲についても、石垣等が残る箇所がみられることから、指定範囲の拡大に向けた取り組みを進める。



4. 計画の期間

第Ⅱ期計画は、津山市の総合計画（第5次）と計画年度を統一して実施することが事業を進めるうえで効率的であることから、第Ⅰ期事業の終期を平成27年度に繰り上げ、平成28年度から向こう10年間を第Ⅱ期事業と位置づける。